

超高齢社会における相続の実情と地方経済への影響



ファイデリティ退職・投資教育研究所所長 野尻 哲史

～要旨～

GDPの1割にも相当する相続市場が存在する。規模の大きさゆえ、相続に伴って発生する地域間の資金移動と金融機関間の資金移動は、地域金融機関のみならず、地域経済そのものにも大きな影響を与えかねない。ファイデリティ退職・投資教育研究所では、直近5年間に相続を受けた5,000人強を対象とした大規模なアンケートを2016年に実施した。本稿では、その結果から、相続による資金流出の抑制策として、①将来の被相続人となる現在の顧客の有価証券保有促進、②配偶者や同じ都道府県で別居する家族の口座開設、等の対策が有効であることを紹介する。また、抑制するだけにとどまらず、超高齢社会といわれる現状の社会構造のなかで、③高齢者を地方に呼び戻し、地方への資産の還流を促す、④その高齢者が保有している資産を消費につなげて地方経済の活性化につなげる、の視点から地方への資産の還流促進策も整理する。

1 超高齢社会における相続市場

(1) GDPの1割に達する相続市場規模

相続による資産市場の移転が地方金融機関に与える影響が大きくなっている。国税庁による相続税の対象となった資産市場の規模は平成26年で11.5兆円にのぼっている（アンケート実施時期とあわせるために平成26年のデータ。平成28年データは14.7兆円）。しかし、2016年にファイデリティ退職・投資教育研究所で行った相続人5,000人アンケートの結果から推計すると46兆円であった。

アンケート調査による推計には、相続税の対象にならない相続も含まれており、金融ビジネスとしては相続税の対象となる11.5兆円よりも、

46兆円の方が実態とってよいだろう。ちなみに、46兆円といえば日本のGDPの約1割に相当し、その大規模な資産が、毎年誰かの手から誰かの手へ渡っていることを示しており、極めて大きな市場だといえる。また、超高齢社会は多死社会でもあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後20年程度は死亡者数が増加し続け、2039年には2016年比で28%増加するとしており、さらに相続市場は拡大することになるだろう。

2016年のアンケートからは相続市場の資産構成も推計できた。国税庁のデータでは土地が課税対象の中心資産だったが、当該アンケートの結果では過半数は現金・預金であった。これは

受け取る側のデータであることから被相続人が保険などで保有していても、相続人が受け取る際には現金で受けるために、その分現金の比率が大きくなっていると思われる。それにしても金融機関にはより大きなインパクトが出る懸念がうかがえる（図1参照）。

(2) 相続に伴う4つの大きな資金移動

相続に伴って発生するのが4つの資金移動の可能性だ。第一は、相続による資産間の資金移動。相続を受けた現金・預金で有価証券投資を行ったか、相続した土地を売却して預金に変えたか、といった移動だが、アンケート結果からはどの資産を受け取った場合でもほとんど受け取ったままの資産で保有する傾向が強い。ちなみに現金・預金を受け取った相続人のうち、それを有価証券投資に回した人の比率はわずか7.1%に過ぎなかった。相続による資産間の移転はあまり想定できないのが実態のようだ。言い換えると、受け取った相続資産はそのまま保有する傾向が強いことがわかり、自身で保有してきた資産と

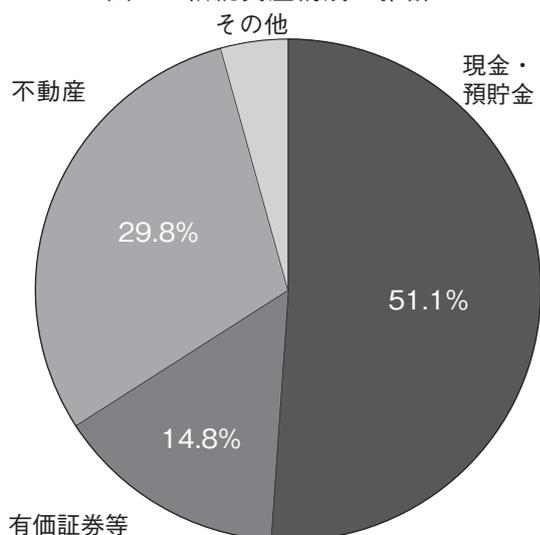
の全体像でバランスを持った資産配分を行っているようには見えない。

第2は世代間の資金移動だ。アンケートは相続人に実施していることもあって、昨今注目されている教育資金や住宅取得資金専用の生前贈与に係る特例を利用したという相続人は相対的に少なかった。20代、30代では都市銀行利用者を中心に活用している事例は多いが、地方金融機関となると資金の流出を促進しかねないことから、こうした若年層への生前贈与の活用頻度は少ないようだ。

第3は相続に伴う地域間の資金移動だ。一般に被相続人が地方に在住し、相続人が都会に住んでいることから、総じて相続に伴って資金は地方から都会に流出する。今回のアンケートではこの傾向が極めて明らかになった。被相続人の居住地と相続人の居住地のデータから、相続の件数と金額を用いて都道府県別に流入と流出をネットで計算してみたところ、ともに数値が流入となったのは、埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県のわずか8都府県のみ。しかも三大都市圏周辺に偏っていることがわかった。

第4は地域間の資金移動に伴う金融機関間の資金の動きだ。アンケートでは相続人に「被相続人が主に使っていた金融機関」と「自身が相続資産を預けた金融機関」を聞いている。この結果を、金融業態別にまとめ、同じ業態内で留まっている件数を業態内歩留まりとして計算すると、都市銀行が75.5%、地方銀行が42.4%、信金信組が37.6%、ゆうちょ銀行が63.6%、JAバンクが53.2%、証券会社が68.6%となり、地域金融機関が低い歩留まり率にとどまっていることが明確になった。

図1 相続資産構成の推計



(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所、「相続人5,000人調査」(2016年)

2 相続に伴う地方からの資金流出をいかに抑制するか

(1) 有価証券保有の意味

相続に伴う4つの資金移動のうち、第3と第4については、地方活性化のためにはできる限り抑制すべきものといえる。そこで、相続人の行動から資金移動の抑制効果が見込めるアイデアを紹介する。

まず、被相続人の資産の預け先と相続人のそれを比較する。相続人が相続資金を預ける金融機関として何を重視したかを13の選択肢から選んでもらったが、4分の3が「自分の使っている金融機関だったから」と答え、4分の1が「被相続人の使っていた金融機関だったから」と答えている。残りの「店舗網の多さ」や「金融商品の品ぞろえ」といった選択肢に関しては複数回答であるにもかかわらずほとんど選択されなかった。

将来、相続が発生する際に、金融機関としては相続人が「被相続人が使っていた金融機関だった」ことを評価して資金を留めるようになることはきわめて重要であろう。そこで、「被相続人が使っていた金融機関だった」とする比率を他の設問とクロス分析し、その結果を表1に示した。地域別や同居の有無では、あまり差異がないことがわかる一方で、相続する資産が有価証券、不動産、事業用資産といった場合には、「被相続人が使っていた他金融機関だった」とする比率がかなり高くなっていることがわかる。これは、相続に関して、その金融機関に相談することが大切になるような資産の保有が、相続による資金流出を抑制するうえで効果があることを示唆している。

不動産のうち住宅用不動産や事業用資産といったものは被相続人がそもそも当初から保有していることが多いうえ、既に金融機関からの

表1 相続人が相続資産を保有する金融機関を選んだ理由

	回答者数	以前から自分が利用していた金融機関だったので	亡くなった方が利用していた金融機関だったので (名義変更含む)
全 体	3,092 人	74.9%	28.5%
【居住地域】 首都圏 (東京、千葉、埼玉、神奈川)	894 人	73.6%	26.1%
愛知県	232 人	78.0%	27.2%
大阪圏 (大阪、京都、兵庫)	561 人	78.6%	27.1%
その他	1,405 人	73.8%	30.7%
【被相続人】 配偶者	113 人	61.9%	38.9%
親	2,432 人	74.5%	29.4%
【同居の有無】 同居	922 人	76.1%	39.0%
別居計	2,170 人	74.4%	24.0%
同じ都道府県内で別居	1,276 人	72.5%	26.7%
違う都道府県、海外で別居	894 人	77.2%	20.0%
【相続内容】 現金、預貯金	2,963 人	76.2%	27.8%
金融商品	802 人	66.7%	41.3%
不動産	1,180 人	74.8%	38.1%
動産	345 人	78.6%	35.7%
事業用資産	105 人	75.2%	44.8%

(注) 金融機関を選択した理由は上位2つを表示

(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所、「相続人 5,000 人調査」(2016 年)

アプローチは行われていることが多いだろう。これに対して有価証券については、資産構成の変更といったレベルで折々、勧誘をすることはあるものの、相続対策として位置付けたことはあまりなかったのではないだろうか。名義書換を伴う有価証券の場合には、相続に際して事後でも必ずコンタクトを取れるチャンスはあり、被相続人を担当する金融機関にとってもラストコミュニケーションの余地が残っていることは重要だろう。もちろん、高齢者取引のルールも厳格に存在しており、その点で直前の付け焼き刃的なアプローチではなく、時間をかけた継続的なアプローチが求められることは言うまでもない。

(2) 有価証券保有を促進する税制改正に向けて

ただ、有価証券の場合には相続税の評価において、路線価格などで評価が実態取引価格よりも低く抑えられがちな土地などと比べて時価評価が原則で、相対的な相続評価上の不利が指摘されている。

これに対して、相続資産として有価証券の保有を促進させる政策への提言が相次いでいる。平成31年度の金融庁による税制改正要望に盛り込まれている「相続に関する有価証券の評価の見直し」は実施となれば有効な対策になろう。具体的に指摘されているのが、

- ① 相続した株式の譲渡における相続税分の取扱いに関する緩和一現状では相続後3年以内に相続した株式を売却すると相続税額相当を譲渡価額から差し引いて譲渡所得を計算するため、株式を3年以内に売却させる方が税制上優遇されることになる。この3年の制限を撤廃して売却圧力を減らす制度設計で、相続した株式を長く保有することを促す力になるはずだ。

- ② 上場株式等の相続の評価にかかる見直し一従前から金融庁が提案し、今回の税制改正要望でも言及されている上場株式等の相続評価が見直されれば、土地などと比べて評価額が高くなる有価証券は相続資産としては保有し難いといわれる点の改善も進むと期待される。

(3) 家族口座開設の重要性

2つ目の資金流出抑制策は家族口座の開設だろう。前述した相続に伴う業態間歩留まり率を、被相続人と同じ金融機関に口座を開設していなかった人と開設していた人に分けて分析を行ってみたのが表2だ。これをみると、同じ金融機関に口座を開設していることの効果が非常に高いことがうかがえる。地方銀行の場合、同じ金融機関に口座を開設していなかった相続人の歩留まり率は25.0%だったが、同じ金融機関に口座を開設していた相続人の場合には51.6%に高まる。信金信組の場合も、23.5%から50.0%へと高まっている。その効果は、都市銀行や証券会社よりも地方銀行や信金信組で高くなっており、地域金融機関にとっては将来の相続人となり得る人の口座を獲得することは重要な点と言える。

実際に、同じ金融機関に口座を開設していなかったと回答した相続人をセグメントに分けて分析してみると、家族口座開設の糸口がいくつか残っているように思える。例えば夫婦間。被相続人が配偶者だった187人のうち、25.1%が同じ金融機関に口座を開設していなかった。一般には夫が先に亡くなることが多いので、この事例でいえば4人に1人の割合で妻が夫と同じ金融機関に口座を開設していなかったということになる。これは金融機関としては0%にしたいところだろう。

もう一つの可能性は同じ都道府県で別居して

表2 被相続人と同じ金融機関での口座の有無別業態別歩留まり率

相続人の利用する 金融機関	回答者数	都市銀行	地方銀行、 第二地方銀行	信用組合、 信用金庫	ゆうちょ銀行	JAバンク	ネット銀行、 信託銀行、 銀行	証券会社	その他金融 機関計
被相続人の利用した 金融機関									
全体	3,581人	30.9%	9.7%	3.0%	23.3%	6.3%	2.9%	9.2%	1.1%
同じ金融機関に口座保有計	2,095人	32.8%	10.2%	3.0%	26.1%	6.9%	2.7%	9.1%	0.6%
都市銀行	702人	81.9%	1.0%	0.3%	3.1%	0.6%	1.9%	6.6%	0.3%
地方銀行、第二地方銀行	347人	5.5%	51.6%	1.4%	9.5%	3.5%	2.6%	9.5%	0.6%
信用金庫、信用組合	96人	7.3%	5.2%	50.0%	9.4%	4.2%	3.1%	5.2%	0.0%
ゆうちょ銀行	677人	9.5%	2.1%	0.7%	67.9%	1.5%	2.2%	6.2%	0.7%
JAバンク	172人	5.2%	3.5%	0.6%	9.3%	65.7%	1.7%	5.2%	0.0%
信託銀行、ネット専門銀行	20人	15.0%	10.0%	0.0%	5.0%	0.0%	65.0%	5.0%	0.0%
証券会社	63人	14.3%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	79.4%	0.0%
その他の金融機関	18人	5.6%	5.6%	5.6%	11.1%	5.6%	5.6%	22.2%	22.2%
同じ金融機関に口座保有無し計	976人	33.4%	11.0%	3.6%	19.5%	7.5%	3.6%	10.1%	1.4%
都市銀行	315人	61.3%	3.8%	1.3%	12.4%	1.6%	3.2%	5.1%	1.6%
地方銀行、第二地方銀行	184人	25.5%	25.0%	2.7%	17.4%	3.3%	3.8%	13.6%	0.5%
信用金庫、信用組合	85人	16.5%	21.2%	23.5%	14.1%	2.4%	3.5%	7.1%	1.2%
ゆうちょ銀行	150人	24.0%	6.7%	1.3%	44.0%	4.7%	2.7%	5.3%	0.7%
JAバンク	140人	13.6%	8.6%	2.9%	23.6%	37.9%	0.0%	3.6%	0.0%
信託銀行、ネット専門銀行	21人	14.3%	28.6%	0.0%	4.8%	0.0%	47.6%	4.8%	0.0%
証券会社	62人	19.4%	1.6%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	59.7%	0.0%
その他の金融機関	19人	10.5%	10.5%	0.0%	15.8%	0.0%	5.3%	5.3%	31.6%

(注)「現金だけのため金融機関を使わない」と「わからない」を削除しているため各行の合計は100%にならない。総回答者数から無回答を除いた3,581名が対象。都市銀行は三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行の4行、大手証券5社は野村証券、大和証券、SMBC日興証券、三菱UFJモルガンスタンレー証券、みずほ証券の5社(出所)フィデリティ退職・投資教育研究所、「相続人5,000人調査」(2016年)

いる相続人だ。相続に絡んで家族口座の開設の重要性を指摘すると「親族は別居して都会に住んでいるから難しい」との反論もあろう。事実、相続人5,000人アンケートでは、同居している相続人は約3割に過ぎなかった。しかし、別居している7割の人のうち過半数が同じ都道府県で別居をしており、大きく分けると、3割が同居、4割が同じ都道府県で別居、3割が違う都道府県で別居となっている。

別居とはいえ同じ都道府県に住むこの人たちには、意外にアプローチできていないのではないだろうか。3人に1人は被相続人と同じ金融

機関に口座を開設していない。地域金融機関としてはこのあたりを十分にカバーする経営戦略が求められるところだ。

この理由として、地域金融機関でヒアリングを行ってみると、同じ都道府県内とはいえ、支店の営業エリアが違となかなか情報が共有されていないこと、また最近ではCRMが完備されて顧客の情報が一元化されているもののそれが営業の現場で十分に活用できていないこと、などが挙げられている。そのために、改めて顧客の家系図を作成するように対応している支店もあると聞いている。

表3 被相続人と同じ金融機関に口座を保有している状況

	回答者数	被相続人と同じ金融機関 に口座を保有	被相続人と同じ金融機関 に口座を保有していな かった
全 体	4,363 人	66.0%	34.0%
【居住地域】			
首都圏（東京、千葉、埼玉、 神奈川）	1,213 人	60.0%	40.0%
愛知県	342 人	71.9%	28.1%
大阪圏（大阪、京都、兵庫）	738 人	65.0%	35.0%
その他	2,070 人	68.8%	31.2%
【被相続】			
配偶者	187 人	74.9%	25.1%
親	3,481 人	66.7%	33.3%
【同居の有無】			
同居	1,438 人	77.7%	22.3%
別居計	2,925 人	60.2%	39.8%
同じ都道府県内で別居	1,784 人	67.4%	32.6%
違う都道府県、海外で別居	1,141 人	48.9%	51.1%
【利用金融機関】			
都市銀行	1,433 人	65.9%	34.1%
地方銀行、第二地方銀行	772 人	65.3%	34.7%
信用金庫、信用組合	268 人	53.7%	46.3%
ゆうちょ銀行	1,178 人	78.3%	21.7%
JA バンク（農協）	455 人	52.5%	47.5%
大手証券	139 人	51.1%	48.9%
【相続総額】			
200 万円未満	286 人	67.1%	32.9%
200-500 万円未満	283 人	63.3%	36.7%
500-1,000 万円未満	320 人	66.3%	33.8%
1,000-2,000 万円未満	336 人	63.4%	36.6%
2,000-3,000 万円未満	198 人	67.2%	32.8%
3,000 万円以上	617 人	70.7%	29.3%

(注) 利用金融機関は被相続人の利用金融機関。都市銀行は三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行の 4 行、大手証券 5 社は野村証券、大和証券、SMBC 日興証券、三菱 UFJ モルガンスタンレー証券、みずほ証券の 5 社 (出所) フィデリティ退職・投資教育研究所、「相続人 5,000 人調査」(2016 年)

(4) 夫婦口座の開設に効果的な「相続 NISA」の開設の動き

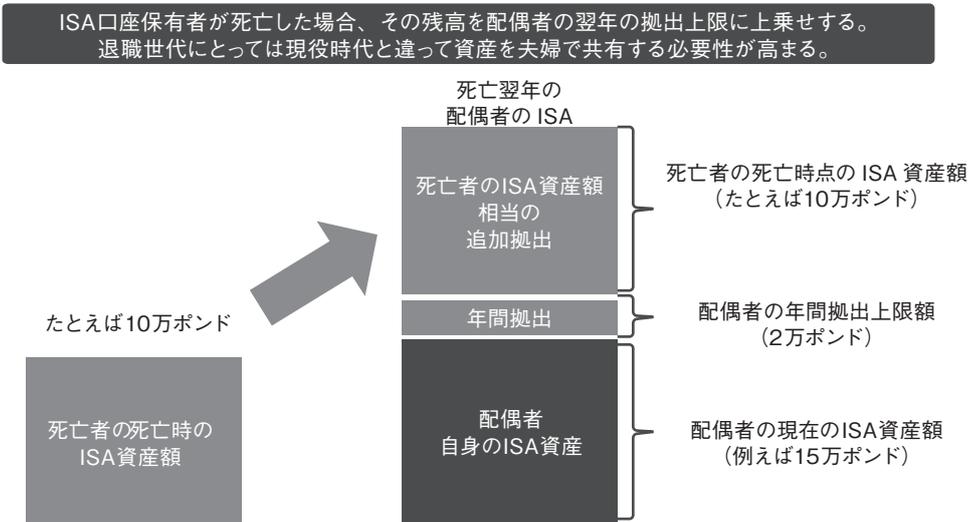
配偶者の口座開設を促進するための施策として注目しているのが、配偶者間で NISA 資産の共有化を図る相続 NISA の導入だろう。そもそも相続 NISA は、高齢夫婦を想定して死亡した配偶者の保有する資産を残った配偶者に簡易に使えるようにする仕組みで、NISA（少額投資非課税制度）のさらなる普及策として、検討すべきものだ。

英国では ISA（個人貯蓄口座）の導入から 20 年近く経ち、さらにその前の非課税制度を引き継いでいることから、現在の口座保有者の高齢

化が進んでいる。そのため、2015 年に相続 ISA が導入されている。英国の相続 ISA は配偶者が亡くなった際にその ISA の残高相当額を翌年の自身の非課税枠に上乗せできるという建付けだ。日本でいえば、夫が NISA に 500 万円を保有して亡くなった場合、妻の翌年の NISA の非課税枠は通常の 120 万円に 500 万円を加えた 620 万円に広がる。相続税には一切影響させず、NISA の枠だけの議論を進めることで、特に平均余命が長い女性が配偶者死亡後の生活資産の確保にプラスとなる制度設計だろう。

これも配偶者の NISA 口座の開設に向けて大きな力になるだろう。

図2 相続ISAの概要（英国の事例）



(5) 現役世代へのアプローチを相続対策に活用

同様に、夫婦以外の家族口座の獲得のために、資産形成のための非課税制度を利用することも重要になってこよう。既にスタートしているNISAやジュニアNISA、個人型確定拠出年金(iDeCo)、さらにつみたてNISAといった現役層向けの非課税制度はその投資資金額が少ないことから、とかく収益性の低いビジネスモデルと言われているが、相続に伴う資金流出抑制策の一環としてみるとこれらの口座開設にも別な面が見えてくるのではないだろうか。

(6) 50-60代は相続人の中核層

またもう一つ考えるべきことは、超高齢社会においては60代以上の相続人の比率が高まっていることだ。今回の調査の回答者は50代が35.7%、60代が22.4%であった。インターネットアンケートであることから70代以降の回答者が極端に少なくなっているが、そうした調査のバイアスを考慮しても、被相続人の年齢を勘案すれば、50代、60代は相続人の中核年齢であることは間違いないだろう。60代は退職金を受け取る世代であると同時に、相続を受ける世代で

もある。そう考えると、地域金融機関だからこそ地方自治体と協力して、現役世代の人の流出を抑制するのと同様に退職者を引き寄せる施策にも注力する必要があるように思える。

3 高齢者を地方に移住させるための施策

(1) 金融庁がはじめた「高齢社会における金融サービスのあり方」

こうしたなか、2018年8月に金融庁が発表した「高齢社会における金融サービスのあり方(中間的なとりまとめ)」で指摘されている“高齢社会のリスク”のひとつが、「地方から都市への資産の流出の加速～高齢者が地方で形成した資産が、相続を契機に都市部で生活する相続人に移転」である。前述のアンケート調査のとおり、相続に伴って地域金融機関から都会への資金移動が多く発生している。

そのため、地方経済に対するその影響を緩和する対策として、これまで挙げた流出抑制策のほかに、積極的な地方への資金の還流策も進める必要があるだろう。具体的には、①資産を持つ高齢者の地方誘致、②高齢者が保有している資産の活用、といった視点が大切になるだろう。

(2) 資産流入促進のための考え方、施策

流出抑制のみならず資産の流入をどう促進するかも大切な視点だ。これまで地方自治体は企業の誘致、若年層の誘致を進めてきたが、資産流入の促進を考えるならば資産を保有している層、すなわち退職世代の誘致こそが今後大きな力になるはずだ。退職世代は、退職金を受け取るだけでなく相続を受ける世代でもある。人生100年時代には、相続もどんどん老々相続化が進んでいる。地域金融機関は地方自治体と協力して、こうした世代を地元で誘致する施策に注力する必要がある。

この流れを進めるために、地方都市への移住を退職後の生活のなかにどう位置付けてその重要性を評価すべきかを整理する時期に来ていると思われる。その考え方のひとつが、退職後の生活資金をトップダウンで考える欧米式の考え方だろう。

(3) 生活水準を下げないで生活“費”水準を下げる対策としての地方都市移住

超高齢社会では個人の退職後の生活資金は想像以上に多くなる。退職後の年数が長くなるだけでなく、公的年金の給付が減少する可能性が

あり、また健康保険などの自己負担が増える懸念もある。欧米では、退職後の生活資金総額は現役時代の生活水準に依存するとして、

$$\text{退職後の生活資金総額} = \text{退職直前年収} \times \text{目標代替率} \times \text{退職後年数} \quad (\text{図3})$$

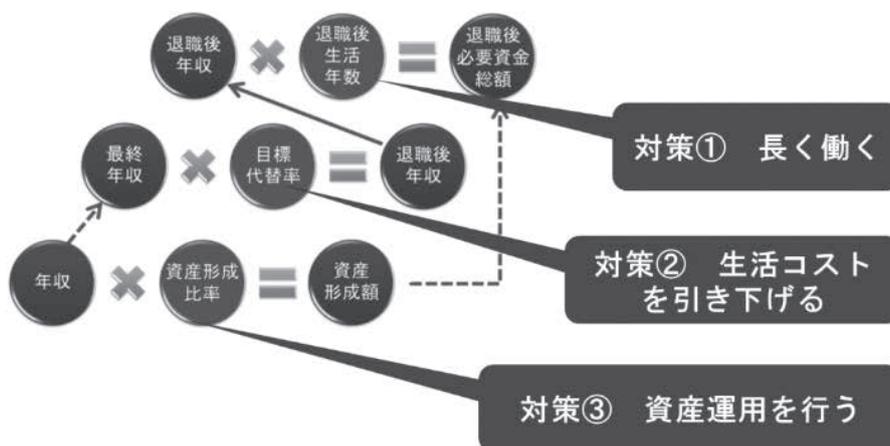
として考える。この計算式で目標代替率は、「退職後の生活費水準は現役時代のどれくらいを想定するか」を示している。退職すれば退職後の資産形成はいらなくなり、税金も減るが、生活費そのものは簡単には下げられない。そのため米国では7~8割前後を想定することが多い。

日本でも7割で算出すると退職後の生活に必要な資産はかなり高額になり、目標代替率をいかに下げることが大切な課題になる。しかし、そのために生活水準を下げては意味がない。生活水準を下げないで生活“費”水準を下げる策として、より物価水準の低い地方都市への移住が意味を持つ。

(4) どの地方都市に移住するのか

米国では、55歳以上のための「リタイアメント・コミュニティ」が全米で1,000か所以上ある。富裕層が好んで移るといわれているが、日本では生活費コストを下げる対策のひとつとし

図3 退職後の生活資金準備のための3つの掛け算



て考えることができるし、総じて資産を多く保有する60代が移住してくるこの地方にとってのメリットも大きい。日本にも「日本版 CCRC (Continuing Care Retirement Community)」と呼ばれるリタイアメント・コミュニティの構想がスタートしている。2015年には内閣府の「まち・ひと・しごと創生本部」のもとに日本版 CCRC 構想会議が設けられ、同年12月11日には「生涯活躍のまち構想」も発表されているが、まだ注目される動きが出ていないわけではない。

ただ前出の「高齢社会における金融サービスのあり方」で、金融庁が言及している退職世代等の純転出入者数(2014 - 2017年)のリストは興味深い。60歳以上の純転入者数上位20市区町村は、トップから札幌市、福岡市、千葉市、八王子市、青梅市、相模原市、さいたま市、柏市、仙台市、旭川市、松山市、つくば市と続き、純転出者数の上位は世田谷区、大田区、横浜市、杉並区、品川区、練馬区、新宿区、北区、目黒区、中野区、渋谷区、江東区、豊島区となっている。東京都や横浜市等から地方都市に人口の逆流が始まっていることを示唆しているようだ。

米国では、リタイアメント・コミュニティを選ぶ基準として、①インフレ率、②税率、③犯罪率を上げることが多いが、日本の場合、②と③はあまり差異がなく、①は物価の安い地域への移住としてみれば、そのまま活かせる。そこで、県庁所在都市を対象に、消費者物価、人口、人口密度で、退職後の移住に有望な街を抽出してみた。

① 物価の安い地方都市

消費者物価地域差指数(2016年)で比較すると、都道府県庁の所在する都市で、家賃を除く総合指数が東京23区内よりも高いのは相模原市、横浜市、川崎市だけ。逆に最も低かったのは奈良市で、東京23区を100として93.7。物価の安い方から20番目が富山市で96.6%。物価指数で東京23区に比べて地方の県庁所在地では3.4%以上低い都市が20都市ある。さらに家賃の安さも際立っている。東京都区部を100にして民営家賃を比較すると、半分以下の地方都市が30以上もある。

② 大きすぎない都市

退職後の生活で利用できる範囲内に必要な

表4 消費者物価、家賃、人口、人口密度からみた移住候補地方都市

	物価指数 除家賃、総合(都区部 = 100、2016年)	民営家賃 (2017年 年間平均)	人口 (人、2017年1月)	人口密度 (人/平方 ^{キロ} メートル)	面積 (平方 ^{キロ} メートル、2015年)
奈良市	93.7	48.2%	360,459	1,301.6	276.9
前橋市	93.8	43.0%	338,916	1,087.7	311.6
鹿児島市	94.3	—	606,706	1,108.0	547.6
宮崎市	94.9	44.7%	404,375	628.2	643.7
長野市	95.1	43.4%	382,001	457.6	834.8
秋田市	95.3	46.5%	314,869	347.5	906.1
岐阜市	96.0	42.0%	413,111	2,029.0	203.6
静岡市	96.2	—	709,041	502.2	1,411.9
岡山市	96.3	—	708,652	897.1	790.0
大分市	96.4	42.3%	479,726	954.9	502.4
松山市	96.6	40.7%	515,882	1,201.4	429.4
富山市	96.6	46.9%	418,304	336.9	1241.8

(出所) 都道府県庁所在地のみを抽出。物価指数:総務省「消費者物価地域差指数」、人口:「住民基本台帳」、面積:国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」、民営家賃:「小売物価統計調査2017年」年間平均、東京都区部を100として指数化。50%未満のみを掲載。フィデリティ退職・投資教育研究所作成

サービスが揃うためには都市は大き過ぎない方がよく、また小さ過ぎて娯楽や文化施設が整わないといったことも避けたい。それに合う規模として人口50万人程度を想定し、合わせて大都市近郊でないことで生活必需ファシリティの一部がその大都市に依存していないことも考慮する。

③ コンパクトな都市

退職後の生活として、実際に利用できる範囲はそれほど広くないことから、都市がコンパクトである必要性も高い。その指標として人口密度で1平方キロメートル1,000人以上の都市を探す。

この3条件だけで絞り込むと、前橋市、岐阜市、奈良市、松山市の4つになった。もちろんこれが正解というわけではないが、退職後に移住できる先を創り上げていく気運を盛り上げることは重要だろう。

(5) 保有資産を地域経済の活性化につなげる施策

最後に、資産を持った高齢者が移住してきても、そこで高齢者が資産を消費に変えていかなければ地方経済にとってあまり意味が無い。超

高齢社会では、退職金や相続資産が、そのまま退職後の生活のために抱えこまれたままになっている傾向が強いといわれている。

そのために、相続資産を一世代飛ばして若い世代に送り出すための施策が進められている。その最たるものが、教育資金贈与信託だろう。ただ、こうした施策は場合によっては、通常の相続と同様に家族の居住場所に応じて、資金を地方から大都市へ流出させるだけの場合もあり得る。

そこで考えたいのが、退職後の生活資産を実際にその土地で消費に回して使う仕組みを充実させることだ。前述のとおり、年間の相続額はGDPの1割弱に相当する規模で、それを全て相続ではなく、その1割だけでも消費に回れば、単純計算でGDPを1%押し上げる力になる。

(6) 資産の取り崩しの考え方が消費につながる

高齢者の資産をいかに消費に回るようにするかという点では、「持っている資産を枯渇させないように上手に取り崩す」という考え方や施策が広がることが大きな力になるだろう。高齢者は資産が枯渇するのを恐れてなかなか使えず、

図4 老々相続を経済の活性化につなげる考え方



(注)構成比は世帯当たり金融資産額×世帯数の合計に占めるその年代の構成比として算出。推計金融資産は全体を1800兆円として、構成比で推計。(出所)金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世帯調査(2人以上世帯)2014年と2010年国勢調査をとした国立社会保障・人口問題研究所の世帯数データよりファイナリティ退職・投資教育研究所作成

それが資産を消費に回り難くしている。

2018年7月に金融庁が発表した「高齢社会における金融サービスのあり方（中間的なとりまとめ）」は示唆が多い。その中間とりまとめのなかで、リスクとして、「十分な蓄えがある世帯であっても、老後の収入・支出がみえない不安から、資産の計画的な取り崩しが進まない」と指摘して、その対策の基本的な考え方として「老後の収入や自らの人生設計における支出の「見える化」を通じた計画的な資産の活用」を提示している。今後、金融審議会の市場WGで議論が進むことになるだろう。

のじり さとし

フィデリティ退職・投資教育研究所所長。一橋大学を卒業後、国内外の証券会社調査部でアナリストや海外駐在の経験を経て、2007年より現職。アンケート調査をもとに、個人の退職準備や資産運用に関する意見を多く発表している。

2010年から、「サラリーマン1万人アンケート」、「勤労者3万人アンケート」、「退職者8,000人アンケート」、「相続人5,000人アンケート」など多数のアンケート調査を行う。その結果は、資産運用NAVI (https://www.fidelity.co.jp/fij/invest_navi/) で公開。証券アナリスト協会検定会員の他、行動経済学会など複数の学会員。また2018年9月から金融庁金融審議会市場ワーキンググループの委員を務める。

【著書】

『定年後のお金 寿命までに資産切れにならない方法』講談社 + α 新書、2018年

『脱老後難民 「英国流」資産形成アイデアに学ぶ』日本経済新聞出版社、2017年

『日本人の4割が老後準備資金0円』講談社 + α 新書、2014年 など多数。
